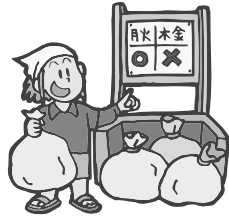




どのくらい市町村が有料化になっているの
 現在、全国的に見ると、20年4月現在、全国805市区のうち

シリーズ ごみの減量・ 公平な負担のために



近隣市の有料化状況などについて

有料化実施市における大袋(40リットル)一枚の単価 (実施順/円)

実施市	単価
青梅市	48円
日野市	80円
清瀬市	40円
昭島市	60円
福生市	60円
羽村市	60円
東村山市	72円
あきる野市	60円
調布市	80円
稲城市	60円
八王子市	75円
武蔵野市	80円
小金井市	80円
町田市	80円
狛江市	80円
西東京市	80円
多摩市	60円

調布市は45リットル袋の単価です。

家庭ごみの有料化は、単純にごみの袋が有料になるといつだけのものではありません。有料化になると、当然ごみの出し方や市民の皆さんの意識も変わります。そのことを通じて、市と皆さんで現在地域で抱えるさまざまなごみの課題を改善していきたいと考えています。
 ごみ対策課では「ごみの減量・公平な負担のために」と題してごみの問題についてシリーズでお知らせしています。
 今回はその第2回目として、多摩地域のごみ収集有料化の実態をお知らせします。
 詳しくは「ごみ対策課」473・2117へ。

いつから有料化は始まったの

401の市で家庭ごみの収集が有料になっています。多摩地域を見ると、26の市があるうち、17の市でごみの収集が有料になっています

多摩地域の市の場合、家庭ごみの袋はスーパーやコンビニなどで購入し、その袋でごみを出していただくという仕組みです。ごみの減量度合いによって、負担する金額も少なくなります(左表参照)。

「自分で剪(せん)定(てい)した枝木はリサイクルできます。燃やせる(ごみ)としてではなく資源物として、回収の申し込みをしてください。
 なお、回収の際は、長さ50センチ以下、直径30センチ以下の束にするか、45

ごみトピックス 剪(せん)定(てい)枝(えだ)は資源(げん)に!

相当の袋に入れて出してください(業者等に剪定依頼したものは、その業者に処分を依頼してください)。回収の申し込みは電話で「ごみ対策課」473・2117へ。
 詳しくは同課へ。

特設行政相談所を開設します

6月27日(金)
午後1時半~4時

国・都・市等の行政機関やJR・NTT等の公共性の高い法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人等について、苦情や意見・要望はありませんか。そのようなときは、「行政相談委員」が相談に応じます。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は、無料です。気軽にご相談ください。

【日時】6月27日(金)午後1時半~4時

【会場】西友東久留米団地店正面入り口(上の原一丁目)

【行政相談委員】小山正勝(小山、☎471・3955) 篠宮松美(南町、☎465・1839) 岡部佳子(幸町、☎474・0379)の各氏

詳しくは生活文化課人権・市民相談担当 ☎470・7777へ。

19年度 廃棄物の排出量および処理量 (単位:トン)

		19年度	前年度比
排出量	可燃ごみ	23,789	740 (3.0%)
	不燃・粗大ごみ	2,519	758 (23.1%)
	資源ごみ(行政回収)	6,268	499 (8.6%)
	うち容器包装プラスチック	1,395	728 (109.1%)
	資源ごみ(集団回収)	4,253	32 (0.8%)
合計		36,829	967 (2.6%)
資源化量	不燃・粗大ごみから	431	57 (15.2%)
	資源ごみから	10,336	535 (5.5%)
	うち容器包装プラスチック	1,395	728 (109.1%)
	合計	10,767	592 (5.8%)
最終処分場搬入量(エコセメント化)		3,273	204 (5.9%)

はマイナス

19年度廃棄物の排出・処理量
 可燃ごみが3.0%減
 不燃・粗大ごみが23.1%減

一般家庭から排出される生活廃棄物は、市民の皆さんのご協力の下にできる限りの分別回収・再資源化を進めてきています。
 19年度の可燃・不燃・粗大ごみの収集量は、前年度に対して可燃ごみが740トン(3.0%)減、不燃・粗大ごみが758トン(23.1%)の減となりました(左表参照)。
 引き続きごみ減量への取り組みにご協力をお願いします。詳しくは「ごみ対策課」473・2117へ。

最終的に資源化された量は、前年度に比べ5.9%増となりました。最終処分場への搬入量は204トン(5.9%)の減となりました(左表参照)。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	2日・9日 16日・23日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	6月26日(木) 7月10日(木)
登記相談	2日(水)午後1時から	司法書士	6月27日(金)	市役所2階 相談室
表示登記相談	2日(水)午後1時から	土地家屋調査士	6月27日(金)	
税務相談	9日(水)午後1時から	税理士	7月4日(金)	
人権身の上相談	16日(水)午後1時から	人権擁護委員	7月8日(火)	
不動産相談	16日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	7月11日(金)	
交通事故相談	23日(水)午後1時から	弁護士	7月17日(木)	
相続・遺言・成年後見等手続相談	9日(水)午前10時から	行政書士	7月3日(木)	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	23日(水)午前10時から	社会保険労務士	7月18日(金)	
経営相談	平日の午前10時~午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577	
女性の悩みごと相談	7日・14日 28日	いずれも月曜日 午後1時半~4時半 女性 カウンセラー	6月16日(月) 7月7日(月)	
女性弁護士による法律相談	4日(金)午前9時半~午後零時半	女性弁護士	6月20日(金)	
教育相談室	火曜~土曜日 月曜~金曜日	午前10時~午後5時 電話相談も可	教育相談員	中央相談室☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室☎475・8909 (西中学校隣)
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736	

7月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	9日(水)午前10時~正午	知的障害者相談員	市役所1階 相談室
身体障害者相談	11日(金)午前10時~正午	身体障害者相談員	市役所1階 相談室
心身障害者(児)相談	24時間随時☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時~午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階 ワークコーナー
住宅増改築相談	10日(木)午前10時~午後4時	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	市役所1階 屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時~正午、午後1時~4時 電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

東京都でも、交通事故相談☎03・5320・7733ヤミ金被害者相談☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。